



政策・方針決定過程への女性の参画状況、 地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況等について

内閣府では、男女共同参画社会の形成の促進に関し、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画状況、地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況等について、毎年、以下の調査を実施しています。

- (1) 女性の政策・方針決定参画状況調べ
- (2) 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
- (3) 国の審議会等における女性委員の参画状況調べ
- (4) 独立行政法人等女性参画状況調査

このたび、令和元年度の調査結果を次のとおり公表します。

※ 詳細は、男女共同参画局HP (<http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/index.html>) を御覧ください。
ただし、(1) 及び (2) については、年明けに順次掲載を予定しております。

【調査結果のポイント】

- ① 第4次男女共同参画基本計画における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に関する52の目標項目で、前回公表時以降に最新値が更新された48の目標項目のうち44項目で数値が改善。上場企業の役員、大学准教授及び大学教授等の項目において、早期に達成することとしている目標値を今回初めて達成。【図表1参照】
- ② 国家公務員は、指定職相当4.2% (総数に占める女性の割合。断りがない限り以下の割合も同じ。) (前回3.9%)、本省課室長相当職5.3% (前回4.9%) 等、いずれの役職段階においても過去最高 (調査開始以降。以下同じ)。【図表2参照】
- ③ 国の審議会等委員が39.6% (前回37.6%) で、過去最高。【図表3参照】
- ④ 都道府県の本庁部局長・次長相当職6.4% (前回6.4%)、課長相当職11.3% (前回10.5%)、課長補佐相当職19.6% (前回19.0%) はいずれも過去最高。また、都道府県の課長相当職以上が10.3% (前回9.7%)、市区町村の課長相当職以上が15.3% (前回14.7%) でいずれも過去最高。【図表4、5参照】
- ⑤ 民間企業の課長相当職以上が9.9% (前回9.6%) で過去最高。【図表6参照】
- ⑥ 上場企業の役員5.2% (前回4.1%)、女性役員数は過去7年間で約3.4倍に増加 (平成24年630名⇒令和元年2,124名)。【図表7参照】
- ⑦ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人の部長相当職及び課長相当職が14.7% (前回14.6%)、役員が14.1% (前回13.7%) で過去最高。【図表8参照】
- ⑧ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人における男性の育児休業取得率は8.4% (前回6.1%) で過去最高。男性の取得期間については、48.3%が1か月未満であった。【図表9、10参照】
- ⑨ 地方議会における出産に伴う欠席規定は、全都道府県、市区町村の80.9% (前回79.5%) で整備。【参考2 (13頁) 参照】

<本件連絡先>

内閣府男女共同参画局

推進課長 古瀬

推進課 橋本・藤井

電話 03-6257-1182 (直通)

女性の政策・方針決定過程への参画状況の推移(図表1)

項目	成果目標 (期限)	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
		(平成27年)	(平成28年)	(平成29年)	(平成30年)	(平成31年/令和元年)
		対前 年差	対前 年差	対前 年差	対前 年差	対前 年差
○国・地方公共団体等						
衆議院議員の候補者	30% (令和2年)	-	-	17.7	-	-
		-	-	1.1	-	-
参議院議員の候補者	30% (令和2年)	-	24.7	-	-	28.1
		-	0.5	-	-	3.4
検察官(検事)	30% (令和2年度末)	22.4	22.9	23.5	24.6	25.0
		1.0	0.5	0.6	1.1	0.4
国家公務員採用試験採用者	30%以上 (毎年度)	31.5	34.5	33.4	34.0	35.4
		4.8	3.0	-1.1	0.6	1.4
国家公務員採用者(総合職試験等)	30%以上 (毎年度)	34.3	33.5	34.5	32.5	34.5
		10.4	-0.8	1.0	-2.0	2.0
係長相当職(本省)の国家公務員	30% (令和2年度末)	22.2	23.9	24.2	25.0	25.6
		-	1.7	0.3	0.8	0.6
地方機関課長・本省課長補佐 相当職の国家公務員	12% (令和2年度末)	8.6	9.4	10.1	10.8	11.6
		1.0	0.8	0.7	0.7	0.8
本省課室長相当職の国家公務員	7% (令和2年度末)	3.5	4.1	4.4	4.9	5.3
		0.4	0.6	0.3	0.5	0.4
指定職相当の国家公務員	5% (令和2年度末)	3.0	3.6	3.8	3.9	4.2
		1.0	0.6	0.2	0.1	0.3
国の審議会等委員	40%以上、60%以下 (令和2年)	36.7	37.1	37.4	37.6	39.6
		1.3	0.4	0.3	0.2	2.0
国の審議会等専門委員等	30% (令和2年)	24.8	27.7	26.8	26.6	28.3
		2.4	2.9	-0.9	-0.2	1.7
都道府県の地方公務員採用試験(全体)からの採用者(注1)(注2)	40% (令和2年度)	31.9	34.4	35.3	35.1	35.3
		-0.7	2.5	0.9	-0.2	0.2
都道府県の地方公務員採用者(大卒程度)(注1)(注2)	40% (令和2年度)	26.7	28.9	30.6	31.7	32.7
		0.6	2.2	1.7	1.1	1.0
都道府県の本庁係長相当職の職員(注2)	30% (令和2年度末)	20.5	21.7	22.2	22.6	22.2
		-	1.2	0.5	0.4	-0.4
都道府県の本庁課長補佐相当職の職員(注2)	25% (令和2年度末)	16.4	17.5	18.4	19.0	19.6
		-	1.1	0.9	0.6	0.6
都道府県の本庁課長相当職の職員(注2)	15% (令和2年度末)	8.5	9.3	9.8	10.5	11.3
		-	0.8	0.5	0.7	0.8
都道府県の本庁部局長・次長相当職の職員(注2)	10%程度 (令和2年度末)	4.9	5.5	5.9	6.4	6.4
		-	0.6	0.4	0.5	0.0
市区町村の本庁係長相当職の職員(注2)	35% (令和2年度末)	31.6	32.9	33.5	34.0	34.6
		-	1.3	0.6	0.5	0.6
市区町村の本庁課長補佐相当職の職員(注2)	30% (令和2年度末)	26.2	27.3	28.1	28.5	28.8
		-	1.1	0.8	0.4	0.3
市区町村の本庁課長相当職の職員(注2)	20% (令和2年度末)	14.5	15.6	16.2	16.7	17.2
		-	1.1	0.6	0.5	0.5
市区町村の本庁部局長・次長相当職の職員(注2)	10%程度 (令和2年度末)	6.9	7.5	8.0	8.8	9.5
		-	0.6	0.5	0.8	0.7
地方警察官	10%程度 (令和5年)	8.1	8.5	8.9	9.4	9.8
		0.4	0.4	0.4	0.5	0.4
消防吏員(注2)	5% (令和8年度当初)	2.4	2.5	2.6	2.7	2.9
		0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
都道府県の審議会等委員(注2)	33.3%(早期)、更に 40%以上を目指す (令和2年)	30.6	31.2	31.9	32.6	33.0
		0.3	0.6	0.7	0.7	0.4
市区町村の審議会等委員(注2)	30%以上 (令和2年)	25.6	26.0	26.2	26.6	26.8
		0.4	0.4	0.2	0.4	0.2
独立行政法人・特殊法人・認可法人の部長相当職及び課長相当職の職員	15% (令和2年度末)	13.5	14.1	14.3	14.6	14.7
		0.5	0.6	0.2	0.3	0.1
独立行政法人・特殊法人・認可法人の役員	13% (令和2年度末)	10.5	13.1	13.4	13.7	14.1
		4.7	2.6	0.3	0.3	0.4

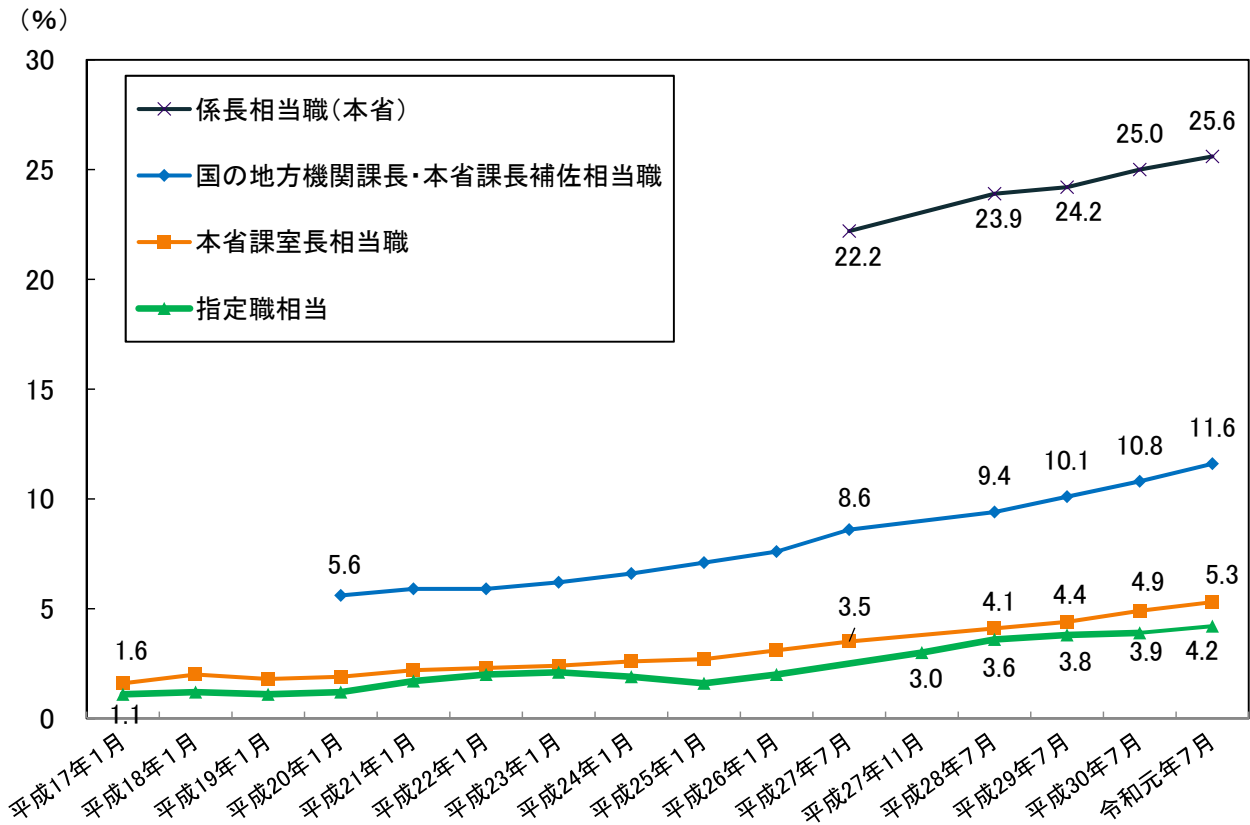
項目	成果目標 (期限)	2015年 (平成27年)		2016年 (平成28年)		2017年 (平成29年)		2018年 (平成30年)		2019年 (平成31年/令和元年)	
			対前 年差		対前 年差		対前 年差		対前 年差		対前 年差
○企業											
民間企業(100名以上)における係長相当職	25% (令和2年)	17.0	0.8	18.6	1.6	18.4	-0.2	18.3	-0.1		
民間企業(100名以上)における課長相当職	15% (令和2年)	9.8	0.6	10.3	0.5	10.9	0.6	11.2	0.3		
民間企業(100名以上)における部長相当職	10%程度 (令和2年)	6.2	0.2	6.6	0.4	6.3	-0.3	6.6	0.3		
上場企業役員	5%(早期)、更に10%を目指す (令和2年)	2.8	0.7	3.4	0.6	3.7	0.3	4.1	0.4	5.2	1.1
起業家	30%以上を維持 (令和2年)	-	-	-	-	34.2	3.9				
○農林水産											
農業委員	10%(早期)、更に30%を目指す (令和2年度)	7.4	0.1	8.1	0.7	10.6	2.5	11.8	1.2		
農業委員会(女性委員が登用されていない組織数)	0 (令和2年度)	512	-14	488	-24	326	-162	287	-39		
農業協同組合の役員	10%(早期)、更に15%を目指す (令和2年度)	7.2	0.4	7.5	0.3	7.7	0.2				
農業協同組合(女性役員が登用されていない組織数)	0 (令和2年度)	137	-29	124	-13	110	-14				
○教育・研究等											
都道府県及び市町村教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	0 (令和2年)	98	-23	-	-	72	-26	-	-		
初等中等教育機関の教頭以上	20%以上 (令和2年)	15.7	0.5	16.0	0.3	16.7	0.7	17.5	0.8	18.6	1.1
大学准教授(注2)	25%(早期)、更に30%を目指す (令和2年)	23.3	0.7	23.7	0.4	24.2	0.5	24.6	0.4	25.1	0.5
大学教授等(注2)	17%(早期)、更に20%を目指す (令和2年)	14.8	0.5	15.4	0.6	16.0	0.6	16.7	0.7	17.2	0.5
研究者の採用(自然科学系)	自然科学系全体で30% (令和2年度)	28.2	0.1	27.5	-0.7						
日本学術会議会員	30% (令和2年)	-	-	-	-	32.9	9.6	-	-	-	-
日本学術会議連携会員	30% (令和2年)	-	-	-	-	28.8	6.5	-	-	-	-
大学(学部)の理工系の学生(理学)(注2)	前年度以上 (毎年度)	26.8	0.4	27.0	0.2	27.2	0.2	27.8	0.6	27.9	0.1
大学(学部)の理工系の学生(工学)(注2)	前年度以上 (毎年度)	13.6	0.7	14.0	0.4	14.5	0.5	15.0	0.5	15.4	0.4
○国際											
公使・参事官以上	10% (令和2年)	5.4	-0.4	4.7	-0.7	6.2	1.5	6.6	0.4	6.5	-0.1
○地域・防災											
自治会長(注2)	10% (令和2年)	4.9	0.2	5.2	0.3	5.4	0.2	5.7	0.3	5.9	0.2
都道府県防災会議委員(注2)	30% (令和2年)	13.2	1.1	14.0	0.8	14.9	0.9	15.7	0.8	16.0	0.3
市町村防災会議委員(注2)	10%(早期)、更に30%を目指す (令和2年)	7.7	0.6	8.0	0.3	8.1	0.1	8.4	0.3	8.7	0.3
市町村防災会議(女性委員が登用されていない組織数)(注2)	0 (令和2年)	471	-44	436	-35	420	-16	385	-35	358	-27
消防団員(注2)	10%を目標としつつ、当面5% (令和8年度)	2.6	0.1	2.8	0.2	2.9	0.1	3.1	0.2	3.2	0.1
○その他専門的職業											
25歳から44歳までの就業医師	31% (令和2年)	-	-	30.9	0.8	-	-	31.8	0.9		

(備考1) 第4次男女共同参画基本計画の成果目標(衆・参議院議員の候補者は努力目標)に係る項目を抽出したものの。

(備考2) 二重枠は前回から数値が更新されたもの。赤字(セル黄塗り)は前回から数値が改善したものの。

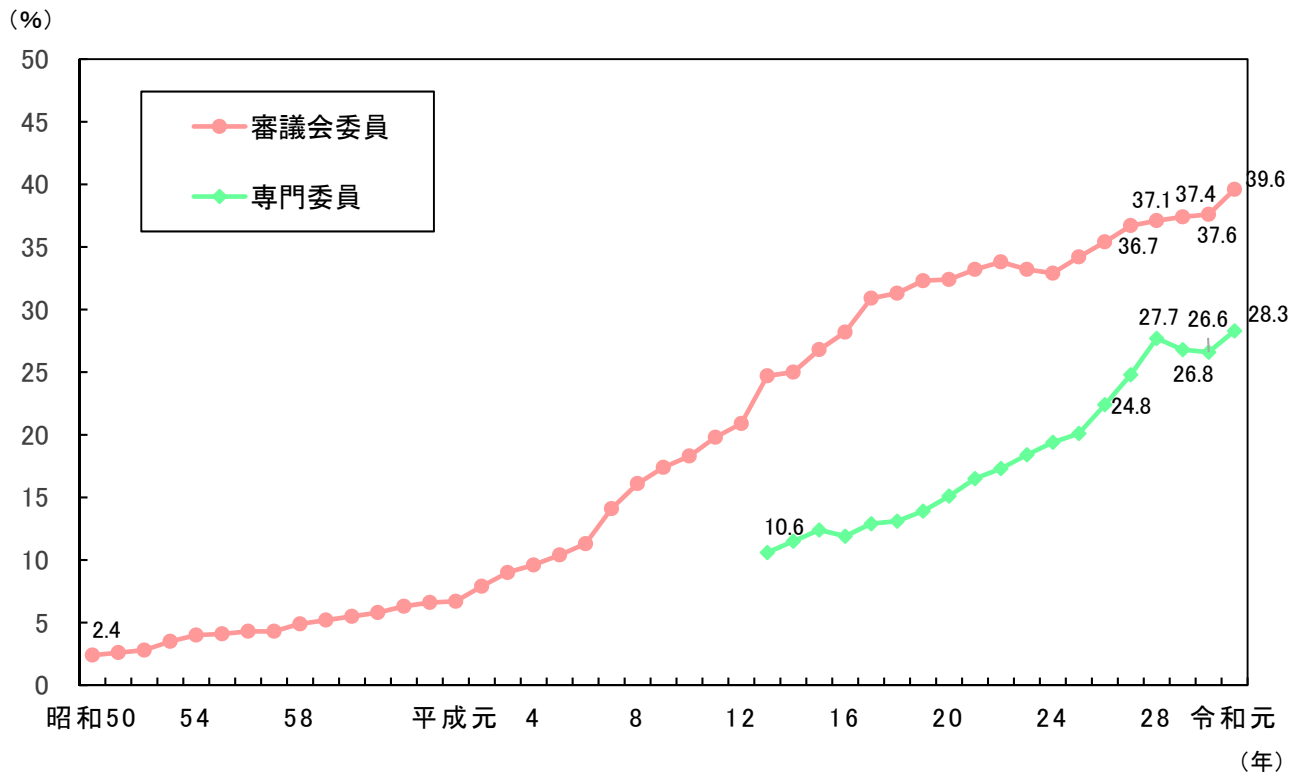
(備考3) 注1は、各年、前年度の採用者比率。注2がつく項目の最新値は速報値。

国家公務員の役職段階別女性の割合の推移（図表2）



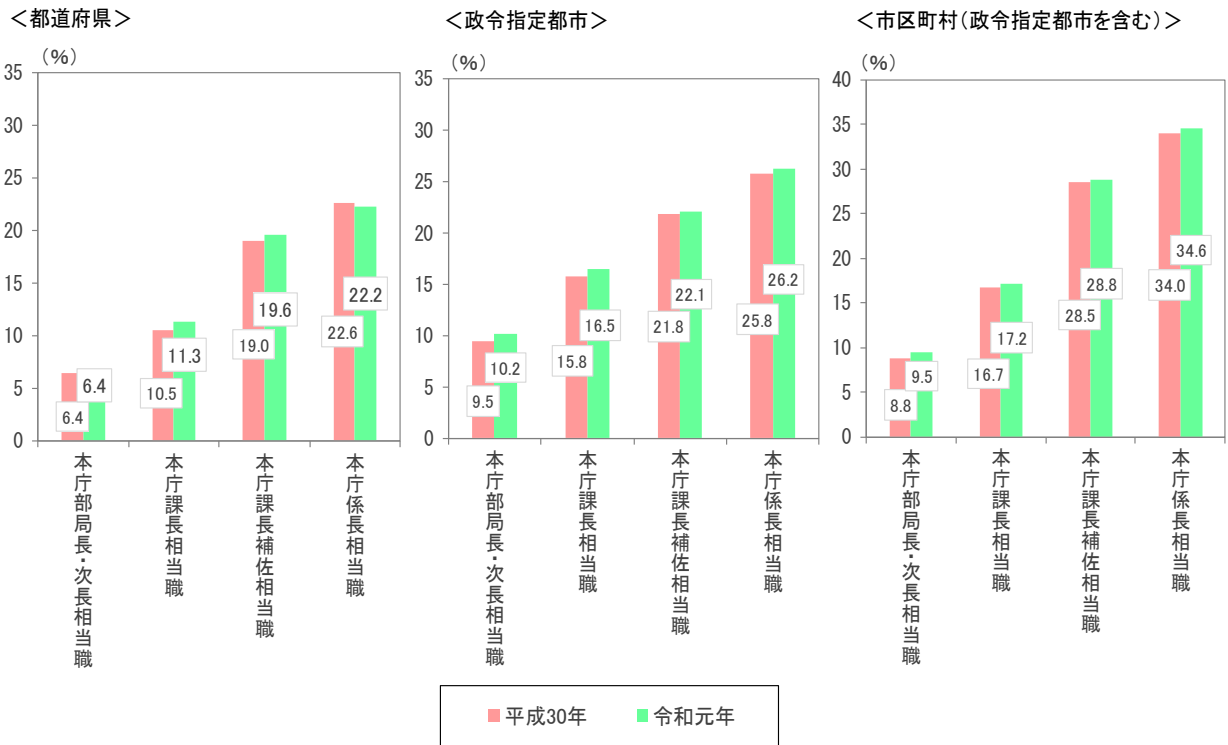
(備考) 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。

国の審議会等委員に占める女性の割合の推移（図表3）



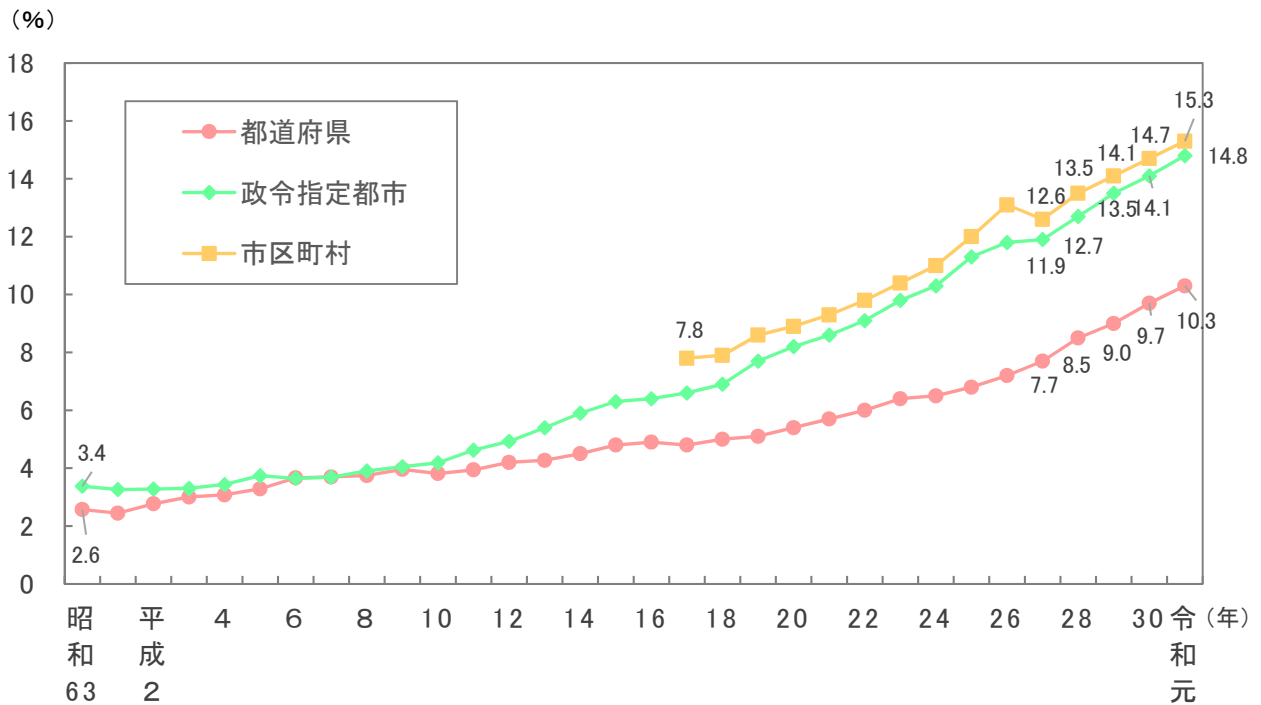
(備考) 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」より作成。

地方公務員の役職段階別女性の割合（図表4）



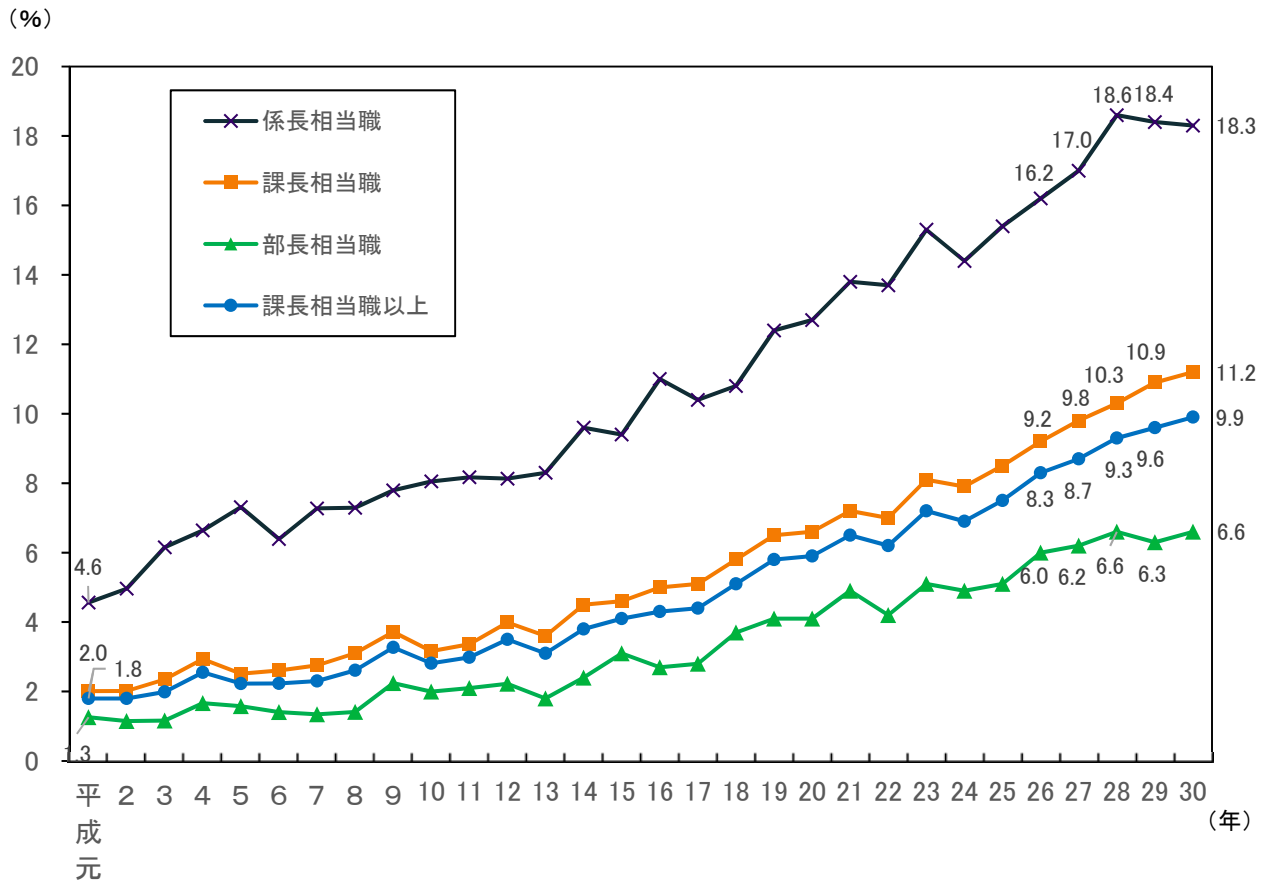
（備考）内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。

地方公務員課長相当職以上に占める女性の割合の推移（図表5）



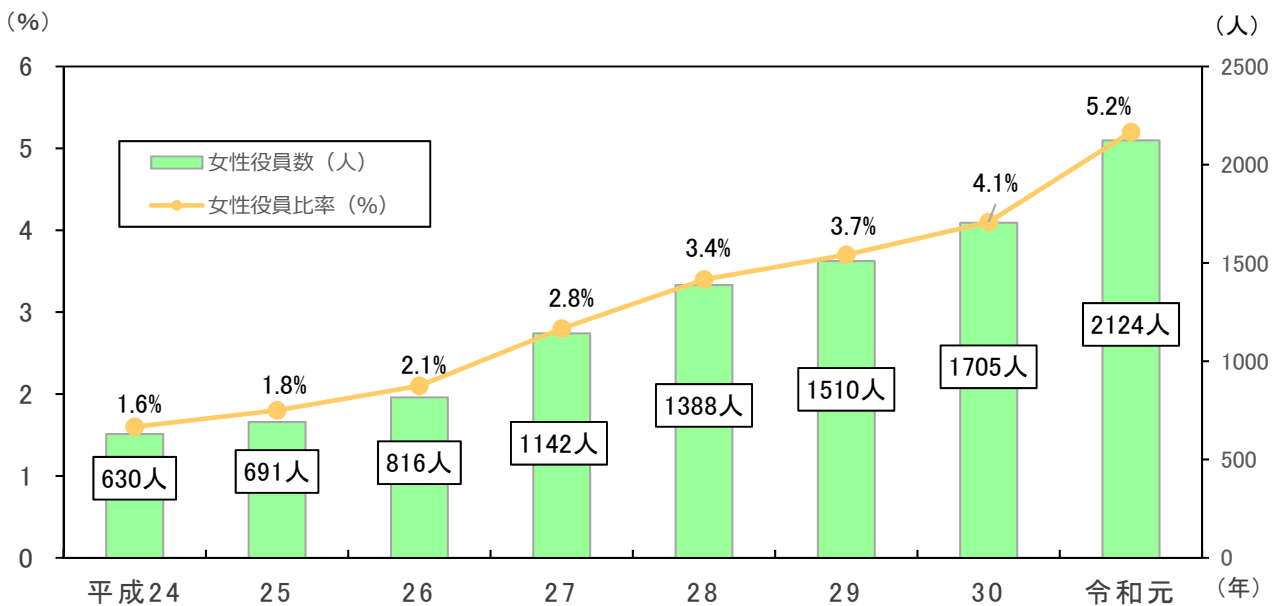
（備考）内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。

民間企業の役職段階別女性の割合の推移（図表6）



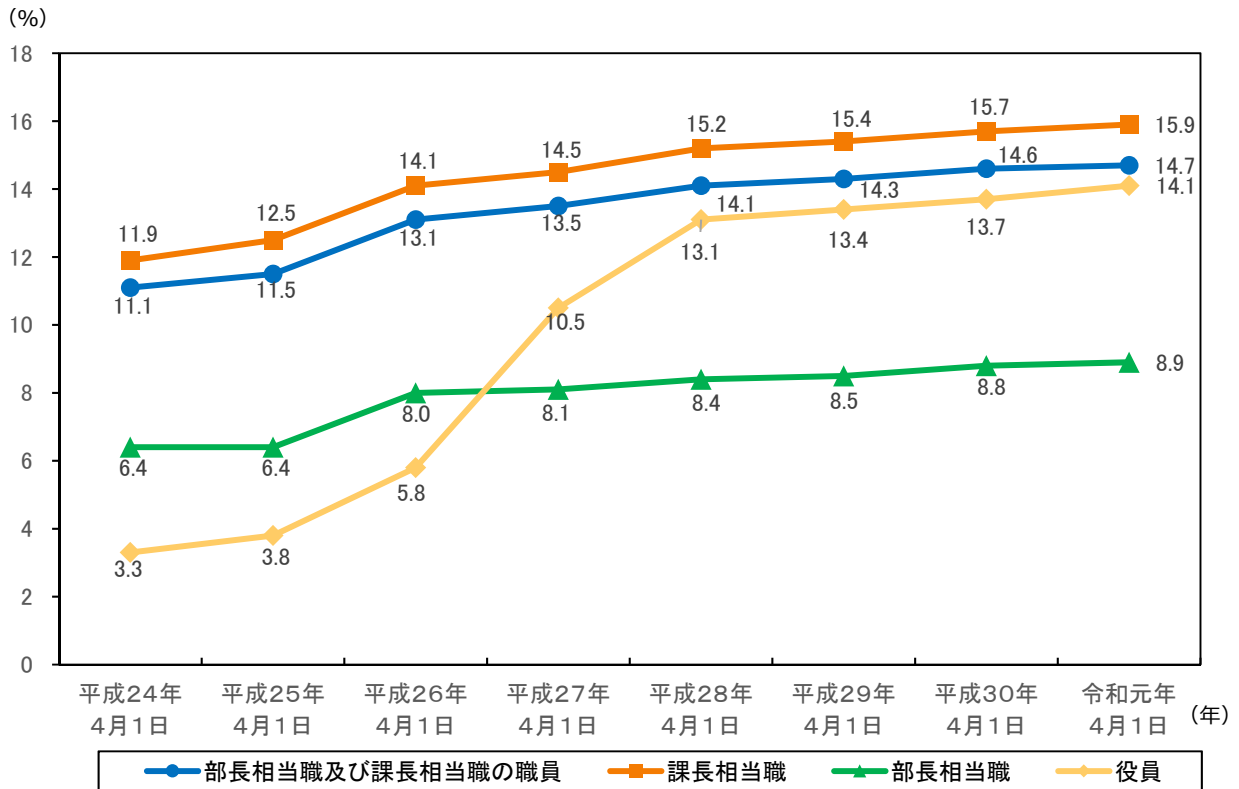
(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
課長相当職以上は、課長相当職+部長相当職の値。

上場企業の役員に占める女性の割合の推移（図表7）



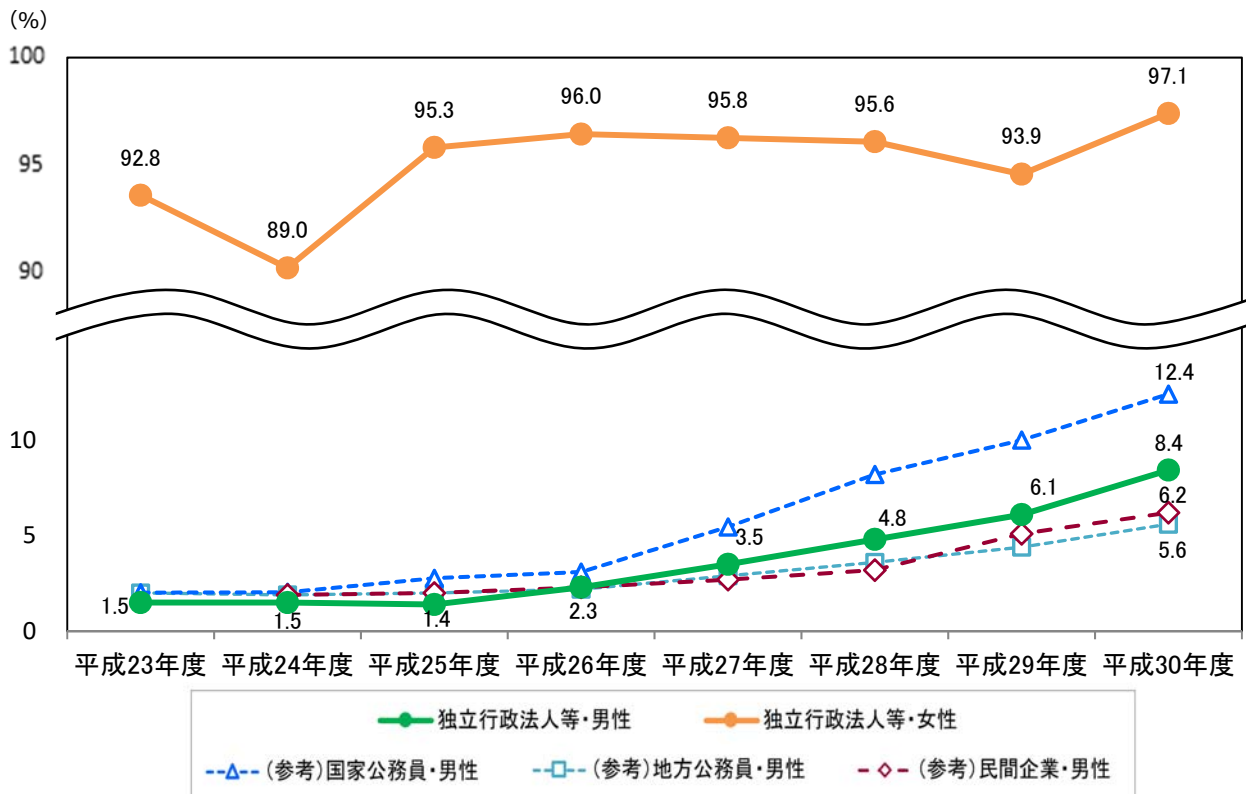
(備考) 東洋経済新報社「役員四季報」を基に内閣府作成。
調査時点は原則として各年7月31日現在。

独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役職段階別女性の割合の推移（図表 8）



（備考）内閣府「独立行政法人等女性参画状況調査」より作成。

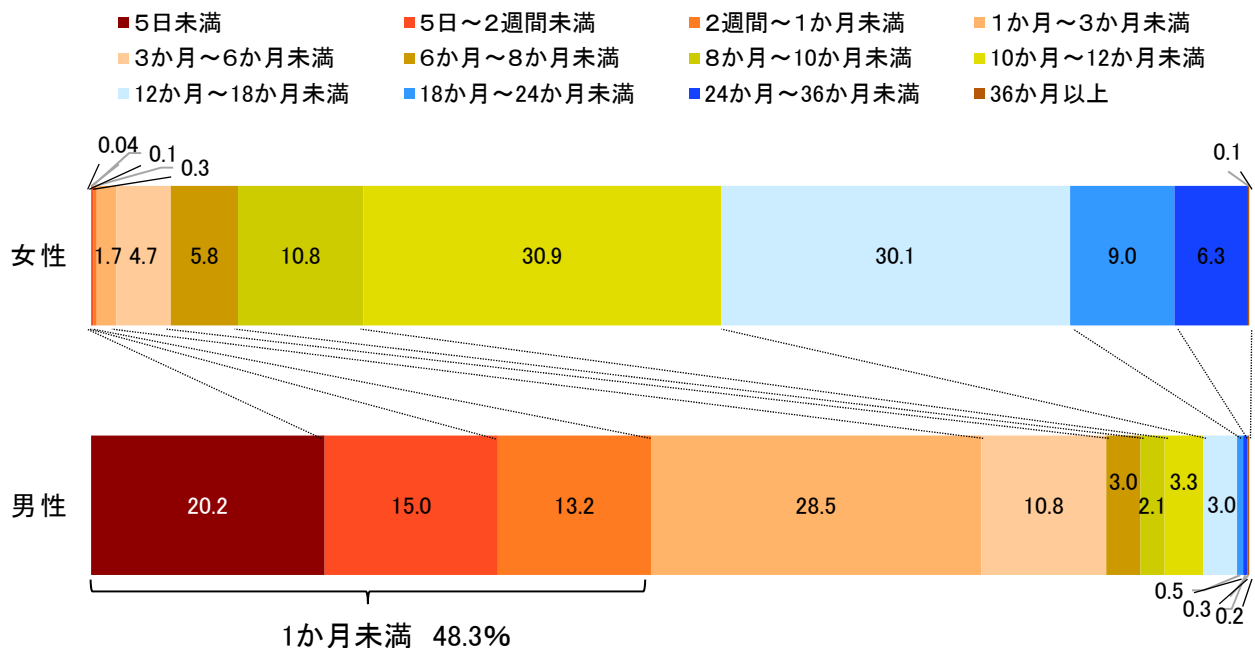
独立行政法人等の育児休業取得率の推移（図表 9）



（備考）内閣府「独立行政法人等女性参画状況調査」より作成（国家公務員については内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、地方公務員については総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」、民間企業については厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成）。

独立行政法人等とは、独立行政法人、特殊法人及び認可法人を指す（図表 10 において同じ）。

平成30年度の独立行政法人等における育児休業取得期間の分布（図表10）



単位：人

区分	合計	育児休業取得期間											
		5日未満	5日～2週間未満	2週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～8か月未満	8か月～10か月未満	10か月～12か月未満	12か月～18か月未満	18か月～24か月未満	24か月～36か月未満	36か月以上
男性	575	116 (20.2%)	86 (15.0%)	76 (13.2%)	164 (28.5%)	62 (10.8%)	17 (3.0%)	12 (2.1%)	19 (3.3%)	17 (3.0%)	3 (0.5%)	2 (0.3%)	1 (0.2%)
		1か月未満: 278 (48.3%)											
女性	9,062	4 (0.04%)	13 (0.1%)	27 (0.3%)	153 (1.7%)	427 (4.7%)	526 (5.8%)	980 (10.8%)	2,800 (30.9%)	2,730 (30.1%)	817 (9.0%)	575 (6.3%)	10 (0.1%)
計	9,637	120 (1.2%)	99 (1.0%)	103 (1.1%)	317 (3.3%)	489 (5.1%)	543 (5.6%)	992 (10.3%)	2,819 (29.3%)	2,747 (28.5%)	820 (8.5%)	577 (6.0%)	11 (0.1%)

（備考）内閣府「独立行政法人等女性参画状況調査」より作成。

I 政策・方針決定過程への女性の参画状況

1 政治分野

(1) 国会

令和元年12月1日現在、衆議院の女性議員は46名で、総数に占める割合は9.9%（平成30年12月1日現在47名で10.1%）。参議院議員の女性議員は56名で、総数に占める割合は22.9%（平成30年12月1日現在50名で20.7%）。

(2) 地方議会

平成30年12月末現在、都道府県議会における女性議員は262名で、総数に占める割合は10.0%（平成29年12月末現在264名で10.1%）。市区議会における女性議員は2,892名で、総数に占める割合は15.3%（平成29年12月末現在2,855名で14.9%）。町村議会における女性議員は1,105名で、総数に占める割合は10.1%（平成29年12月末現在1,092名で9.9%）。

また、平成30年12月末現在、女性議員がいない市区議会は37で、総数に占める割合は4.5%（平成29年12月末現在43で5.3%）。女性議員がいない町村議会は305で、総数に占める割合は32.9%（平成29年12月末現在306で33.0%）。

(3) 地方公共団体の長

平成31年4月1日現在、女性の知事は2名^{*}で、総数に占める割合は4.3%^{*}（平成30年4月1日現在3名で6.4%）。女性の市区長は26名^{*}で、総数に占める割合は3.2%^{*}（平成30年4月1日現在21名で2.6%）。女性の町村長は8名^{*}で、総数に占める割合は0.9%^{*}（平成30年4月1日現在6名で0.6%）。

2 行政分野

(1) 国家公務員採用試験からの採用者

平成31年4月1日現在、国家公務員採用試験からの採用者のうち女性は2,874名で、総数に占める割合は35.4%（平成30年4月1日現在2,581名で34.0%）、国家公務員採用総合職試験からの採用者のうち女性は243名で、総数に占める割合は34.5%（平成30年4月1日現在218名で32.5%）。

(2) 国家公務員の登用状況

令和元年7月31日現在、指定職相当に占める女性は44名で、総数に占める割合は4.2%（平成30年7月31日現在40名で3.9%）。令和元年7月1日現在、本省課室長相当職の女性は743名で、総数に占める割合は5.3%（平成30年7月1日現在677名で4.9%）。国の地方機関課長・本省課長補佐相当職の女性は8,871名で、総数に占める割合は11.6%（平成30年7月1日現在8,232名で10.8%）。係長相当職（本省）の女性は4,194名で、総数に占める割合は25.6%（平成30年7月1日現在4,085名で25.0%）。

(3) 国の審議会等委員

令和元年9月末現在、審議会等における委員のうち女性は723名で、総数に占める女性の割合は39.6%（平成30年9月末現在678名で37.6%）、女性の専門委員等のうち女性は2,209名で、総数に占める女性割合は28.3%（平成30年9月末現在2,145名で26.6%）。

(4) 独立行政法人等

令和元年4月1日現在、独立行政法人、特殊法人及び認可法人において、全常勤職員に占める女性の割合は39.2%（平成30年4月1日現在38.9%）、課長相当職及び部長相当職は14.7%（平成30年4月1日現在14.6%）、うち課長相当職に占める女性の割合は15.9%（平成30年4月1日現在15.7%）、部長相当職に占める女性の割合は8.9%（平成30年4月1日現在8.8%）。女性管理職（課長相当職及び部長相当職）がいない法人は14法人（10.3%）（平成30年4月1日現在10法人（7.4%））。

女性役員（非常勤役員を含む。）のいる法人は、平成31年4月1日現在、全136法人中127法人で全体の93.4%（平成30年4月1日現在全136法人中129法人で、全体の94.9%）。全

法人の役員に占める女性の割合は 14.1% (平成 30 年 4 月 1 日現在 13.7%)。

3 司法分野

(1) 検察官

平成 31 年 3 月末現在、女性の検察官(検事)の数は 494 名で、総数に占める割合は 25.0% (平成 30 年 3 月末現在 482 名で 24.6%)。

なお、平成 31 年 3 月末現在、女性の検察官の数は 522 名で、総数に占める割合は 19.2% (平成 30 年 3 月末現在 505 名で 18.8%)。

(2) 裁判官

平成 30 年 12 月現在、女性の裁判官の数は 773 名で、総数に占める割合は 22.2% (平成 29 年 12 月現在 765 名で 21.7%)。

(3) 弁護士

令和元年 9 月末現在、女性の弁護士の数は 7,742 名で、総数に占める割合は 18.9% (平成 30 年 9 月末現在 7,463 名で 18.7%)。

4 経済分野

(1) 民間企業の課長相当職等

平成 30 年 6 月現在、民間企業 (100 名以上) の課長相当職以上に占める女性の割合は 9.9% (平成 29 年 6 月現在 9.6%)。

平成 30 年 6 月現在、民間企業 (100 名以上) の部長相当職に占める女性の割合は 6.6% (平成 29 年 6 月現在 6.3%)、課長相当職に占める女性の割合は 11.2% (平成 29 年 6 月現在 10.9%)、係長相当職に占める女性の割合は 18.3% (平成 29 年 6 月現在 18.4%)。

(2) 民間企業の役員

令和元年 7 月末現在、民間企業 (上場企業) の役員に占める女性の割合は 5.2% (平成 30 年 7 月末現在 4.1%)。

(3) 民間企業の社長

平成 30 年 12 月現在、民間企業の社長に占める女性の割合は 7.8% (平成 29 年 12 月現在 7.8%)。

5 農林水産分野

平成 30 年 10 月 1 日現在、農業委員に占める女性の割合は 11.8% (平成 29 年 10 月 1 日現在 10.6%)。女性委員のいない農業委員会は 287 で全体の 16.9% (平成 29 年 10 月 1 日現在 326 で全体の 19.1%)。

平成 29 年 3 月末現在、農業協同組合役員に占める女性の割合は 7.7% (平成 28 年 3 月末現在 7.5%)、女性役員のない農業協同組合は 110 で全組合の 16.7% (平成 28 年 3 月末現在 124 で全組合の 18.8%)、漁業協同組合役員に占める女性の割合は 0.6% (平成 28 年 3 月末現在 0.5%)、森林組合役員に占める女性の割合は 0.5% (平成 28 年 3 月末現在 0.5%)。

6 教育・研究分野

(1) 教員

ア 初等中等教育機関

令和元年 5 月 1 日現在、小学校の教頭以上に占める女性の割合は 24.1%* (平成 30 年 5 月 1 日現在 22.9%)、中学校の教頭以上に占める女性の割合は 10.7%* (平成 30 年 5 月 1 日現在 9.7%)、高等学校の教頭以上に占める女性の割合は 9.2%* (平成 30 年 5 月 1 日現在 8.8%)。

イ 高等教育機関

令和元年 5 月 1 日現在、大学教授に占める女性の割合は 17.2%* (平成 30 年 5 月 1 日現在 16.7%)、大学准教授に占める女性の割合は 25.1%* (平成 30 年 5 月 1 日現在 24.6%)、高等専門学校講師以上に占める女性の割合は 10.2%* (平成 30 年 5 月 1 日現在 10.0%)、

短期大学の講師以上に占める女性の割合は49.2%※（平成30年5月1日現在48.8%）、大学の講師以上に占める女性の割合は22.3%※（平成30年5月1日現在21.8%）。

（2）研究者

平成31年3月末現在、研究者に占める女性の割合は16.6%（平成30年3月末現在16.2%）。また、研究者の採用（自然科学系）に占める女性の割合は、平成28年現在27.5%（平成27年現在28.2%）。

7 メディア分野

平成31年4月1日現在、新聞・通信社の記者に占める女性の割合は21.5%（平成30年4月1日現在20.2%）。

8 地域・防災分野

平成31年4月1日現在、全国の自治会長に占める女性の割合は5.9%※（平成30年4月1日現在5.7%）。

平成31年4月1日現在、都道府県防災会議委員に占める女性の割合は16.0%※（平成30年4月1日現在15.7%）、市町村防災会議委員に占める女性の割合は8.7%※（平成30年4月1日現在8.4%）、消防団員に占める女性の割合は3.2%※（平成30年4月1日現在3.1%）。

9 国際分野

（1）在外公館

令和元年7月20日現在、在外公館の特命全権大使・総領事に占める女性の割合は6.0%（平成30年7月20日現在6.0%）、公使・参事官以上に占める女性の割合は6.5%（平成30年7月20日現在6.6%）。

（2）国際機関等

平成30年12月末現在、国際機関等の日本人職員のうち、専門職以上に占める女性の割合は61.5%（平成29年12月末現在61.1%）、幹部職員に占める女性の割合は47.1%（平成29年12月末現在44.0%）。

10 その他専門的職業

（1）医師、歯科医師及び薬剤師

平成30年12月末現在、医師に占める女性の割合は21.9%（平成28年12月末現在21.1%）、歯科医師に占める女性の割合は23.8%（平成28年12月末現在23.0%）、薬剤師に占める女性の割合は65.6%（平成28年12月末現在65.9%）。

（2）獣医師

平成30年12月末現在、獣医師に占める女性の割合は31.6%（平成28年12月末現在30.1%）。

（3）公認会計士

令和元年7月末現在、女性の公認会計士の数は5,814名で、総数に占める割合は15.2%（平成30年7月末現在5,581名で15.0%）。

（備考）※がつく数値は速報値である。

Ⅱ 地方公共団体における男女共同参画社会の形成 又は女性に関する施策の推進状況（令和元年度）

1 男女共同参画に関する計画の整備

平成31年4月1日現在、全都道府県・政令指定都市において、男女共同参画に関する計画を策定（平成30年4月1日現在、全都道府県・政令指定都市）。

平成31年4月1日現在、市区町村において、計画を策定しているのは1,361市区町村で、総数に占める割合は78.2%（うち市区は799で98.0%、町村は562で60.7%）（平成30年4月1日現在、1,335市区町村で76.7%（うち市区は791で97.2%、町村は544で58.7%））。計画の策定を検討しているのは97市区町村で、計画未策定の380市区町村のうち25.5%。

2 男女共同参画に関する条例

平成31年4月1日現在、千葉県を除く46都道府県・全政令指定都市において、男女共同参画に関する条例を制定（平成30年4月1日現在、46都道府県・全政令指定都市）。

平成31年4月1日現在、市区町村において、条例を制定しているのは657市区町村で、総数に占める割合は37.7%（うち市区は492で60.4%、町村は165で17.8%）（平成30年4月1日現在、645市区町村で37.1%（うち市区は486で59.7%、町村は159で17.2%））。条例の制定を検討しているのは149市区町村で、条例未制定の1,084市区町村のうち13.7%。

3 審議会等委員への女性の登用

平成31年4月1日現在、法律又は政令により地方公共団体に設置されている審議会等委員に占める女性割合について、都道府県の審議会等は33.0%（平成30年4月1日現在32.6%）、市区町村の審議会等は26.8%（平成30年4月1日現在26.6%）。

なお、平成31年4月1日現在、都道府県防災会議に占める女性の割合は16.0%（平成30年4月1日現在15.7%）、市区町村の防災会議に占める女性の割合は8.7%（平成30年4月1日現在8.4%）で、女性委員のいない都道府県防災会議は0（平成30年4月1日現在0）。

4 女性公務員の採用及び登用状況

平成30年度、都道府県における地方公務員採用試験からの採用者の総数に占める女性の割合は35.3%（平成29年度35.1%）。そのうち大学卒業程度に占める女性の割合は32.7%（平成29年度31.7%）。

平成31年4月1日現在、都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合は10.3%（平成30年4月1日現在9.7%）、うち本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は6.4%（平成30年4月1日現在6.4%）、本庁課長相当職は11.3%（平成30年4月1日現在10.5%）である。また、本庁課長補佐相当職は19.6%（平成30年4月1日現在19.0%）、本庁係長相当職は22.2%（平成30年4月1日現在22.6%）。

また、都道府県において、平成30年度初めて本庁課長相当職に昇任した者に占める女性の割合は11.8%（平成29年度11.5%）、本庁課長補佐相当職は21.6%（平成29年度22.9%）、本庁係長相当職は24.4%（平成29年度25.2%）。

平成31年4月1日現在、政令指定都市の本庁課長相当職以上に占める女性の割合は14.8%（平成30年4月1日現在14.1%）、うち本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は10.2%（平成30年4月1日現在9.5%）、本庁課長相当職は16.5%（平成30年4月1日現在15.8%）。また、本庁課長補佐相当職は22.1%（平成30年4月1日現在21.8%）、本庁係長相当職は26.2%（平成30年4月1日現在25.8%）。

平成 31 年 4 月 1 日現在、市区町村の本庁課長相当職以上に占める女性の割合は 15.3% (平成 30 年 4 月 1 日現在 14.7%)、うち本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は 9.5% (平成 30 年 4 月 1 日現在 8.8%)、本庁課長相当職は 17.2% (平成 30 年 4 月 1 日現在 16.7%)。また、本庁課長補佐相当職は 28.8% (平成 30 年 4 月 1 日現在 28.5%)、本庁係長相当職は 34.6% (平成 30 年 4 月 1 日現在 34.0%)。

5 男女共同参画・女性問題に関する職員研修

平成 30 年度は、35 道府県・14 政令指定都市において、職員を対象に男女共同参画や女性問題を主題とした講演会・研修会を実施 (平成 29 年度、34 都道府県・14 政令指定都市)。

また、35 都道府県・13 政令指定都市において、新任者研修や管理職研修等の一般研修の中で男女共同参画や女性問題の講義等を実施 (平成 29 年度、35 都道府県・15 政令指定都市)。

6 男女共同参画・女性のための総合的な施設

平成 31 年 4 月 1 日現在、45 都道府県・全政令指定都市において、男女共同参画・女性のための総合的な施設を設置し、広報啓発、相談事業、交流促進事業、調査研究等を実施 (平成 30 年 4 月 1 日現在、45 都道府県・全政令指定都市)。

また、297 市区町村において、男女共同参画・女性のための施設を整備 (平成 30 年 4 月 1 日現在、299 市区町村)。

7 令和元年度男女共同参画・女性関係予算

都道府県・政令指定都市の男女共同参画・女性に関係する令和元年度予算は総額で約 110 億円 (対前年度比 0.6%減)。

8 民間団体 (女性団体等) とのネットワーク活動

平成 30 年度は、35 道府県・11 政令指定都市において、民間団体のネットワークを組織。定例会議の開催、機関誌の発行、パンフレットの作成、交流イベントの開催等を通じて民間団体間の情報交換や交流活動を実施 (平成 29 年度、37 道府県・12 政令指定都市)。

9 男女共同参画の宣言を行った市町村の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在、194 市区町村が男女共同参画宣言都市として男女共同参画社会の実現に取り組むことを宣言。

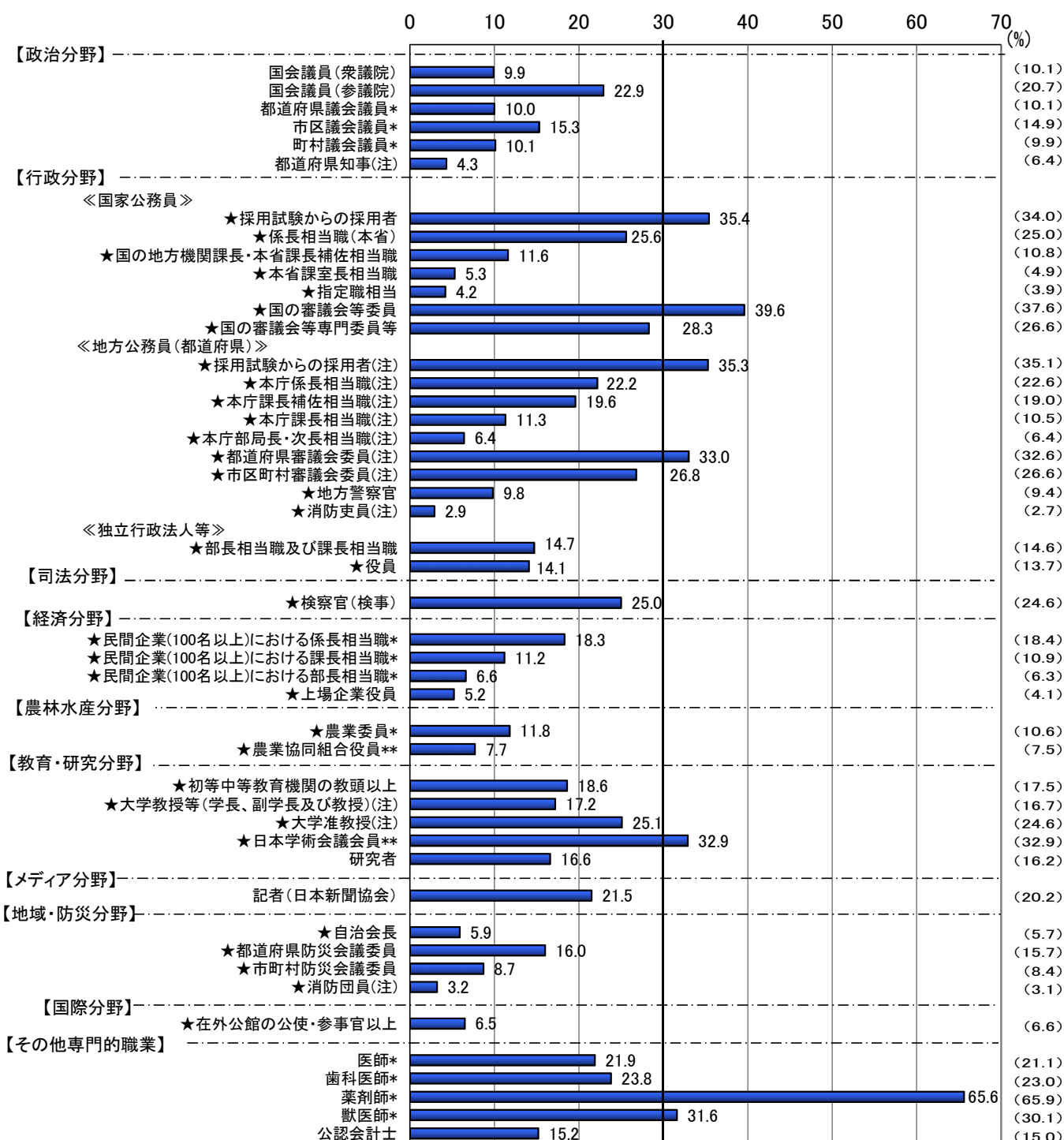
10 地方議会における両立支援状況

平成 31 年 4 月 1 日現在、地方議会における出産に伴う欠席規定は、全都道府県 (100%)、1,409 の市区町村 (80.9%) において明文化されている。(平成 30 年 4 月 1 日現在、全都道府県、1,384)

平成 31 年 4 月 1 日現在、議員の利用できる保育施設等は 2 県、4 市町において設置等されており (平成 30 年 4 月 1 日現在、2 県、3 市町村)、保育場所は 2 県、28 市区町村において提供されている (平成 30 年 4 月 1 日現在、2 県、19 市町村)。授乳室等は、10 県、133 市区町村において設置又は提供されている (平成 30 年 4 月 1 日現在、9 県、110 市区町村)。

(備考) いずれも速報値である。

政策・方針決定過程への女性の参画状況



(備考1) 原則として平成31年/令和元年のデータ。ただし、*は平成30年、**は平成29年のデータ。

()は前回調査時のデータ。また、(注)がついている項目は速報値。

(備考2) ★印は、第4次男共同画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において当該項目が成果目標として掲げられているもの。